

平成17年12月21日

団体代表者 殿

自由民主党東京都支部連合会
会長 石原伸晃
政調会長 鴨下一郎

平成18年度国家予算、税制改正等に関する

要望の回答について

常日頃より都連活動に対し、ご理解、ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、標記の件につきまして、本年10月6日・7日に開催された要望聴取会において貴団体からの要望につきまして、現段階での各省庁の回答を別紙の通り、ご送付させていただきます。

事務的な回答もありますが、都連として貴団体の要望が実現できるよう引き続き努力をいたしてまいります。

尚、予算関連等の追加回答は年明けに改めてご連絡をさせていただきますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

平成18年度国家予算並びに税制改正等に関する要望書
に対する回答（案）

【要望者】

（社）東京都自動車整備振興会、東京都自動車整備商工組合

1. 道路運送車両法に定められた点検整備が確実に実施されるよう、担保措置を講じられたい。

1. 自動車の安全確保等のためには、自動車ユーザーが自己管理責任を認識し、定期的に点検整備を行うことが重要であります。

このため、次のようなユーザーの保守管理意識の高揚、点検整備の励行のための対策を講じています。

①毎年10月を強化月間とし、全国で自動車点検フェスティバルを開催する等、関係者の協力のもとに「自動車点検整備推進運動」を実施し、ユーザーに点検整備の必要性等をアピールしています。

②「前検査」で受検したユーザーに対し、点検整備の励行を促す点検整備の必要性を記載したハガキを送付し、検査後に点検整備を確実に実施するよう指導しています。

③街頭検査の実施等の際にユーザーに点検整備の重要性を周知するチラシを配布しています。

④自動車検査証の裏面に点検整備の必要性を記載することにより、点検整備実施を促し使用者の意識の醸成を図っています。

2. 今後とも、点検整備の確実な実施が図られるよう、ユーザーの保守管理意識の高揚、点検整備の促進等の対策を講じて参ります。

2. 民間能力の活用を図る観点から、民間車検への移行に向けた緩和措置を講じられたい。

(1) 同一法人、同一事業者が複数の事業場（認証工場）を有する場合、当該事業者の認証工場で点検整備が行われた自動車を、当該事業者の指定工場で保安基準適合性の検査が行い得るよう措置されたい。

(A) ①指定整備制度は、民間能力の活用の見地から、自動車分解整備事業の認証を受けた事業場であって、設備、技術及び管理組織が所定の基準を満たしている事業場

に対して、指定自動車整備事業として国が指定し、国が行う検査実務の一部を代行させるものである。

②このため、道路運送車両法上、指定工場で検査ができるのは、所定の基準を満たしている当該工場において点検・整備をした場合と限定されている。従って、経営者が同一であるか否かを問わず、所定の基準を満たしていない認証工場で点検・整備を行った車両について、指定工場が検査のみを行うことは、認められない。

③しかしながら、一定条件下で、自ら検査施設を持たなくとも、他の指定工場の検査設備を借りて、共同使用することにより所定の基準を満たして指定工場となれること（特定指定工場）、同一事業者の場合、複数の指定工場の自動車検査員を兼任できること等が指定整備制度の活用策として認められている。

(2) 民間車検場にあつて「工員数5名以上」という指定基準を緩和されたい。

(A) ①指定工場は、国の検査業務の一部を代行するもので、社会的に重要な役割を担っている。適切な業務の遂行のため、認証工場の中でも特に優れた点検・整備能力と確実な検査実施体制を有するものについて、設備、技術及び管理組織の基準に照らし、指定を行っている。また、指定後についても、国の職員による監査等により、基準の要件が維持されているかの確認を含め、指定整備に係る業務の適正実施を図っているところである。

②しかしながら、指定工場に関する不正事例が後を絶たず、新聞等にも取り上げられる重大な事案も少なくない。自動車の検査は、安全の確保及び公害の防止のため中立公正に実施されなければならないものであり、不正行為が相次いでいる現状では要件を緩和することはできない。

③なお、自動車検査員が他の指定工場と兼任する場合には、兼任自動車検査員を含め5名以上としている。

(3) 認証工場に対する「概算見積書」の交付義務を緩和されたい。

(A) ①ご要望の遵守事項については、自動車の進歩、整備技術の高度化、自動車ユーザーの整備技術等に関する知識、意識の変化に対応して、整備事業者が行う整備の内容、料金等を事前に明確化し、ユーザーとの確実な意志疎通を図る必要があると考えられたことから規定されたものである。

②遵守事項から概算見積書に係る項目を削除することについては、自動車ユーザー等から国土交通省に寄せられた苦情等において、点検・整備料金に関するものが相変わらず相当数含まれていること、さらに、認証工場等に対する最近の行政処分においても概算見積書の未交付に対するものが散見されることなどから困難である。